

系統連系およびアンシラリーサービス契約申込書

中国電力株式会社の「系統連系関係業務取扱要則」、「太陽光発電からの電力受給契約に関する契約要綱」、「発電設備系統連系サービス要綱」および本申込書記載の契約条件に同意のうえ、以下のとおり系統連系およびアンシラリーサービス契約の申込みを行います。

なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）の適用を希望する場合で、当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、本申込みは撤回されたものとし、本申込みにもとづく貴社との接続契約が既に成立している場合であっても、当該接続契約が貴社によって解除されることに同意します。

- (1) 経済産業大臣から受けた設備認定の効力が無効となった場合
- (2) 貴社が定める支払期日までに工事費負担金または精算額を支払わない場合
- (3) 受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除きます。）
- (4) 貴社が、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、これに応じない場合
- (5) 再エネ特措法施行規則第4条または第6条に定める正当な理由のいずれかに該当する事由があると貴社が判断した場合

○ 裏面の「お申込みにあたって、特にご確認いただきたいこと」についても、あわせてご了承のうえ、ご契約者さまによるチェックのご記入をお願いします。

○ 本申込書と「電力受給契約申込書」とをあわせてご提出ください。

【お申込内容】

太枠内に必要事項をご記入ください。

申込種別 (左記□にチェック)		<input type="checkbox"/> 1: 新設 <input type="checkbox"/> 2: 増設(同一計測) ^{※1} <input type="checkbox"/> 3: 増設(子メーター計測) ^{※2} <input type="checkbox"/> 4: 減設 <input type="checkbox"/> 5: 接続契約廃止(廃止希望日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 6: その他()					
ご契約者 ^{※5}	ご住所	(〒)					®
	フリガナ						
	ご契約名義	様					
発電設備情報 ^{※5}	ご連絡先	電話番号() -		E-mail :			
	認定発電設備ID ^{※3}	(設備認定通知書(写)を添付)			認定条件の有無 ^{※4}	あり・なし	
	設備名称						
	設備所在地						
	発電出力 ^{※6}	太陽電池出力	kW	パワーコンディショナー出力	kW		
	配線方法	余剰配線・全量配線(その他需要場所あり)・全量配線(その他需要場所なし)					
その他自家用発電設備等	あり・なし	種類	ガソリン・燃料電池・蓄電池 ・その他()		出力 kW		

当社からの接続検討の回答後にお申込みをされる場合 ^{※7}	受給開始希望日	年 月 日			
	検討内容の変更 ^{※8}	あり・なし	添付書類	接続検討申込時点から変更となる技術資料等(2部)	

- ※1 発電出力を増加する場合で、増設部分と既設部分とを別設備とせず、同一の計量器で計量する場合
- ※2 発電出力を増加する場合で、増設部分と既設部分とを別設備とし、それぞれ別の計量器(子メーター)で計量する場合
- ※3 再エネ特措法の適用を希望する場合は、認定発電設備IDを記入し、あわせて設備認定通知書の写しを添付すること。
- ※4 設備認定通知書の3.(条件)に記載される認定失効等の条件の有無を記入
- ※5 設備認定通知書および「電力受給契約申込書」に記載のある箇所については、同じ内容を記入
- ※6 太陽電池出力とパワーコンディショナー(PCS)出力については、各々出力合計値を記入
- ※7 当社からの接続検討結果の回答後に、当該回答結果を踏まえ本申込みを行う場合のみ本項を記入すること。(接続検討結果の回答前に本申込みを行う場合は、本項の記入および添付書類は不要)
- ※8 ※7の場合で、接続検討申込み時点の検討内容から変更を行う場合は、変更・差替えを要する技術資料様式を2部添付すること。

(中国電力記入欄)

受領日	年 月 日
-----	-------

申込区分	
<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 3号
<input type="checkbox"/> 2号	

お申込みにあたって、特にご確認いただきたいこと

本申込みにあたって、以下の主要な契約事項の内容についてあらかじめご了承ください、にチェックのご記入をお願いします。(チェックがない場合、お申込みをお受けできません。)

電力受給契約用計量器等の取付および維持管理等について

- (1) 電力受給契約の料金の算定に必要な計量器等は、当社が選定し、かつ、当社の所有として取付けおよび取外しを行ないます。この場合、工事費負担金をお客さまから申し受けます。
- (2) 計量法による有効期間が満了する場合、その他法令により計量装置を取り替える場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。
- (3) 計量器等の取付位置は、お客さまから無償で提供していただくものとし、かつ、適正な計量ができ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所としていただきます。

発電設備等を変更される場合の当社へのお申込みについて

- (1) ご契約者さまが発電設備等を変更される場合※ は、買取単価が変更となる場合がありますので、必ず所定の様式により当社へお申し込みください。(変更後の設備に対する「設備認定通知書」をあわせてご提出ください。)

〔※発電設備等の変更:太陽光発電設備の増設・減設のほか、太陽電池やパワーコンディショナーの更新,太陽光発電設備以外の自家用発電設備や蓄電池等の併設・撤去など〕

- (2) 発電設備等の変更が再エネ特措法に定める変更認定または軽微変更に該当する場合、あわせて当該変更について国へ申請または届け出をしてください。
なお、本発電設備の内容が設備認定と相違している場合、当社は再エネ特措法にもとづく買取はできません。
- (3) 運転開始後に発電出力の増加等を行う場合で、増設部分と既設部分とを別設備として新たに認定を取得する場合(子メーター計測)については、既存のご契約者さま発電用メーターとは別に、既存設備および増設設備のそれぞれに子メーターを設置していただきます。
この場合、それぞれの子メーターの検針については、当社が別に指定する検針日にご契約者さまで行っていただき、ご契約者さまは、その検針値をすみやかに当社に文書で通知していただきます。

連系申込みにもなる工事費負担金の取扱いについて

(1) 工事費の負担

当社が、ご契約者さまからの本発電設備の連系申込みに伴い必要となる設備対策工事(以下「対策工事」といいます。)に要する工事費については、その全額をご契約者さまにご負担していただきます。

(2) 工事費負担金のお支払い

イ (1)によりご契約者さまにご負担いただく工事費(以下「工事費負担金」といいます。)の概算額および竣工予定日(所要工期)は、接続検討の回答時に当社からご回答いたします。

ロ ご契約者さまが本申込みにもとづく連系を希望される場合は、当該工事費負担金を、別途接続契約に定める支払期日までに、振込請求書で当社の指定する口座に振り込むことによりお支払いいただきます。

ハ 当社は、当該工事費負担金を工事着手前に申し受けます。なお、対策工事に伴う停電調整等の結果によっては、工事期間は変更となる場合があります。

(3) 工事費負担金の確定および精算

イ 当社は、対策工事竣工後、当該対策工事に要した工事費の実績をもとに工事費負担金を確定し、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に差異が生じた場合は、工事竣工後すみやかに工事費負担金概算額との差額(以下「精算額」といいます。)をご契約者さまへ請求または払い戻しいたします。

ロ 工事費負担金の確定は、設備を廃止または変更したことにより発生した費用の一切を含めた金額で行います。

なお、工事費負担金における消費税率は、本発電設備の連系開始時点の税率を適用いたします。

(4) 工事内容の取り消し、変更に伴う損害賠償について

当社が対策工事に着工した後、ご契約者さまが本発電設備の計画を取り消し、または同計画の内容を変更することにより当社に損害が発生した場合は、ご契約者さまに当該損害の一切をご負担していただきます。

(5) 竣工予定日の変更

(2)でお知らせする竣工予定日については、当社とご契約者さまとの協議によって変更することができることといたします。

(6) 損害賠償の免責

停電交渉の遅延、天候不順、その他当社の責めとならない理由により対策工事が竣工予定日までに竣工しなかった場合、当該対策工事の遅延によりご契約者さまが受けた損害について当社は賠償の責めを負わないものといたします。

(7) 設備の所有および使用

対策工事により当社が施設した設備は当社の所有とし、当社は、将来ご契約者さま以外の第三者に対する電力供給設備として同設備を使用することができることといたします。

□ 再エネ特措法その他関連法令に定めるご契約者さまの順守事項について

(1)ご契約者さまは、本申込みにあたり、再エネ特措法施行規則第4条(特定契約の締結を拒むことができる正当な理由)または第6条(接続の請求を拒むことができる正当な理由)の内容について同意していただきます。

(2)ご契約者さまが、上記正当な理由のいずれかに該当すると当社が判断した場合または以下のいずれかに該当する場合は、当社は本申込みを撤回するとともに、これに関連する一切の契約についても解除されたものとみなします。

イ 本発電設備が分割案件(特段の理由なく一の場所において複数の発電設備を設置するもの)に該当する場合

ロ 本申込みもしくは本申込みにもとづく取引またはこれらに関し、ご契約者さまに係る再エネ特措法その他適用法令の規定に違反する場合

□ ご契約者さまの協力および本申込みに関する手続きについて

(1)ご契約者さまは、当社が本申込みを承諾するにあたって当社が必要とする情報の提供、および技術検討の協議、現場調査立会等の要請に応じていただきます。

(2)ご契約者さまが、当社からの接続検討結果の回答後に、本申込書をもって当社へお申込みをされる場合には、当社は本申込書の受付をもって本発電設備の連系に係る申込みの順位とすることにあらかじめ同意していただきます。

(3)ご契約者さまが、当社からの接続検討結果の回答前に、本申込書をもって当社へお申込みをされる場合には、ご契約者さまが当該回答内容を受領された後、意思表示書により、本申込みに係る手続きを進める意思の有無を表明していただきます。

この場合、前項の規定に関わらず、当該意思表示書の受付をもって本発電設備の連系に係る申込みの順位とすることにあらかじめ同意していただきます。

なお、ご契約者さまが当該回答内容を受領されたにもかかわらず、本申込書の受付日から9カ月以内に当該意思表示書の提出が無い場合は、本申込みは撤回されたものといたします。

(4)ご契約者さまのご希望によって、あらかじめ当社とご契約者さまとの間で定めた受給開始日を変更しようとする場合には、当該受給開始日の10営業日前までに当社へ申し出てください。

□ お申込みを撤回される場合の費用負担について

ご契約者さまが本申込みを撤回された場合、本申込みの内容の検討に要した費用をお支払いいただきます。

(ご契約者さま情報の取扱い)

本申込書にご記入いただきましたご契約者さま等の情報は、電力受給契約の締結・履行、電力設備の形成・保全および再エネ特措法にもとづく国または費用負担調整機関への届出に利用させていただきます。その他の利用目的につきましては、当社ホームページ (<http://www.energia.co.jp/privacy.html>) でもご確認いただけますので、あわせてご覧ください。